

## 7. 自転車駐車場の整備

自転車駐車場は、自転車等を道路に放置されることによる歩行者の安全な通行や商店街の営業活動への障害を防止するために、駅周辺などに設けられる自転車収容施設で、一般に「駐輪場」とも呼ばれています。自転車駐車場には、道路法に基づく道路の附属物であるもの(同法第2条第2項第8号)と都市計画法に根拠をおく都市施設であるもの(同法第11条第1項第1号)、その他の施設があります。豊島区では、自転車等の放置を防止するため、区立自転車駐車場の整備や条例による自転車駐車場の附置義務、放置禁止区域の指定などを行っています。

また、平成28年4月には「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」を改定しました。今後は自転車の収容台数が不足している地域は、引き続き自転車駐車場の整備を進めていく予定です。

### (1) 区立自転車等駐車場

区立の自転車駐車場は、「豊島区立自転車等駐車場条例」(昭和63年4月1日施行)に基づいて設置及び管理を行っています。令和5年3月31日現在で37箇所設置され、収容台数は原動機付自転車を含め11,472台となっています。また、巣鴨駅北、池袋駅西、駒込駅北、池袋駅東の4箇所の自転車駐車場は都市計画決定されており、都市施設として位置づけられています。

現在、供用されている区立自転車等駐車場は、次ページのとおりです。

図表 2-2-46 区立自転車等駐車場一覧

令和5年3月31日現在

名称	位置	面積(m <sup>2</sup> )	駐車台数(台)		供用開始	都市計画決定	事業認可
駒込駅北	駒込 2-2-2	997.10	668	(11)	H9.8.1.	H7.8.15. 豊島区告示第 115 号	H7.9.13. 東京都告示第 1717 号
巣鴨駅南	巣鴨 1-13-8	476.48	240	(6)	H17.7.1.		
巣鴨駅北	巣鴨 2-7-11	1,787.68	882	(3)	H13.4.1.	H10.1.21. 豊島区告示第 6 号	H12.3.10. 東京都告示第 245 号
巣鴨駅第三	巣鴨 2-9-23	300.00	140	(12)	H26.1.6.		
池袋駅東	東池袋 1-50-23	859.61	450		H12.4.1.	H10.1.21. 豊島区告示第 6 号	H10.7.23. 東京都告示第 784 号
池袋駅西	西池袋 3-20-1	1,767.05	730		S63.4.24.	S62.3.31. 豊島区告示第 35 号	S62.7.2. 東京都告示第 746 号
池袋駅西第二	西池袋 1-8-1	177.53	140		H29.1.24		
池袋駅北	池袋 1-4-20	574.61	274	(27)	R2.4.1.		
池袋駅北第二	池袋 1-4-20 先	79.68	80		H20.12.5.		
目白駅東	目白 1-4-1	1,238.80	800		H14.4.1.		
目白駅西	目白 3-4-3	240.80	140		H5.1.18.		
目白駅北	目白 3-16	464.43	280	(20)	H14.4.1.		
西巣鴨駅	西巣鴨 3-26-1	388.06	200		H12.7.1.		
新庚申塚路上	西巣鴨 3-15 先、4-6 先	44.96	38		H27.4.1		
要町駅南	要町 1-4-11	330.83	300		H3.1.15.		
要町駅北	要町 1-10-8	213.48	200	(10)	H3.8.1.		
千川駅南	要町 3-9-16	196.10	220		H3.7.1.		
千川駅北第一	要町 3-44-8	586.96	510	(20)	H4.7.29.		
千川駅北第二	要町 3-55	448.19	290	(10)	H13.7.1.		
千川駅西	要町 3-22-11	229.94	200		H5.2.1.		
南長崎	南長崎 4-13-5	858.89	* 270	(10)	H25.2.10.		
ウイロード	南池袋 1-28-2	223.98	156		H19.4.2.		
千登世橋	雑司が谷 3-1-7	121.53	50		H20.7.1.		
巣鴨駅北口白山通り	巣鴨 2-9 先他	280.07	211		H19.7.1.		
要町駅路上	要町 1-1 先他	399.47	388		H20.3.1.		
千川駅路上	要町 3-10 先他	468.29	427		H20.3.1.		
空蝉橋原動機付	北大塚 2-3 先	96.90	0	(50)	H.21.5.1.		
大塚駅北口第二	北大塚 2-4~6 先	186.78	286		H.21.5.1.		
大塚駅北口第三	北大塚 2-4 先、8 先	84.34	90		H.21.5.1.		
大塚駅北口第四	南大塚 3-33-4	168.45	140		H.21.5.1.		
大塚駅北口路上	北大塚 2-14	101.65	100		H.21.11.1.		
椎名橋	長崎 1-9-30	1,015.66	670		H23.3.23.		
池袋六ツ又陸橋	東池袋 3-8 先	77.68	45		H22.12.1.		
池袋駅東第二	東池袋 1-50 先	309.20	200		H25.2.27.		
新大塚駅路上	南大塚 3-1 先	170.10	146		H25.3.4.		
池袋駅南	南池袋 2-21-6	2,302.76	632		H26.1.6.		
大塚駅南	南大塚 3-33-3	2,087.66	700		H29.6.1.		
計	37 か所	20,355.7	11,293	(179)			

注：駐車台数の( )内の数値は、原動機付自転車以外数 \*：南長崎は、別途公園用駐輪場として 180 台(原付 10 台)

**(2) 登録制自転車置場及びコイン式自転車置場(共に有料)と無料自転車置場**

区内の駅周辺には、区立自転車等駐車場の外、次の自転車置場を供用しています。

図表 2-2-47 自転車置場一覧

令和5年3月31日現在

名 称	位 置	面 積(m <sup>2</sup> )	駐車台数(台)	供用開始
北池袋	上池袋 4-27	226.46	125	R3. 7. 20
※東池袋	南池袋 2-49 先から 4-18 先	397.52	450 (10)	H18. 4. 1
※神田川第1	高田 3-9 先	34.54	60	H16. 1. 5
◎下板橋	池袋本町 3-25	415.12	240	H18. 1. 23
計	4か所	1,073.64	875 (10)	

注1：名称の前に※印があるもの登録制自転車置場(有料)

注2：名称の前に◎印があるものはコイン式自転車置場(有料)

注3：駐車台数の( )内の数値は、原動機付自転車以外

**(3) 放置禁止区域と自転車等保管所**

「豊島区自転車等の放置防止に関する条例」(昭和63年4月1日施行)では、第9条で自転車等の放置禁止区域を指定できるようになっており、現在、図表 2-2-49 のように区内では17の鉄道駅の周辺に放置禁止区域が指定されています。

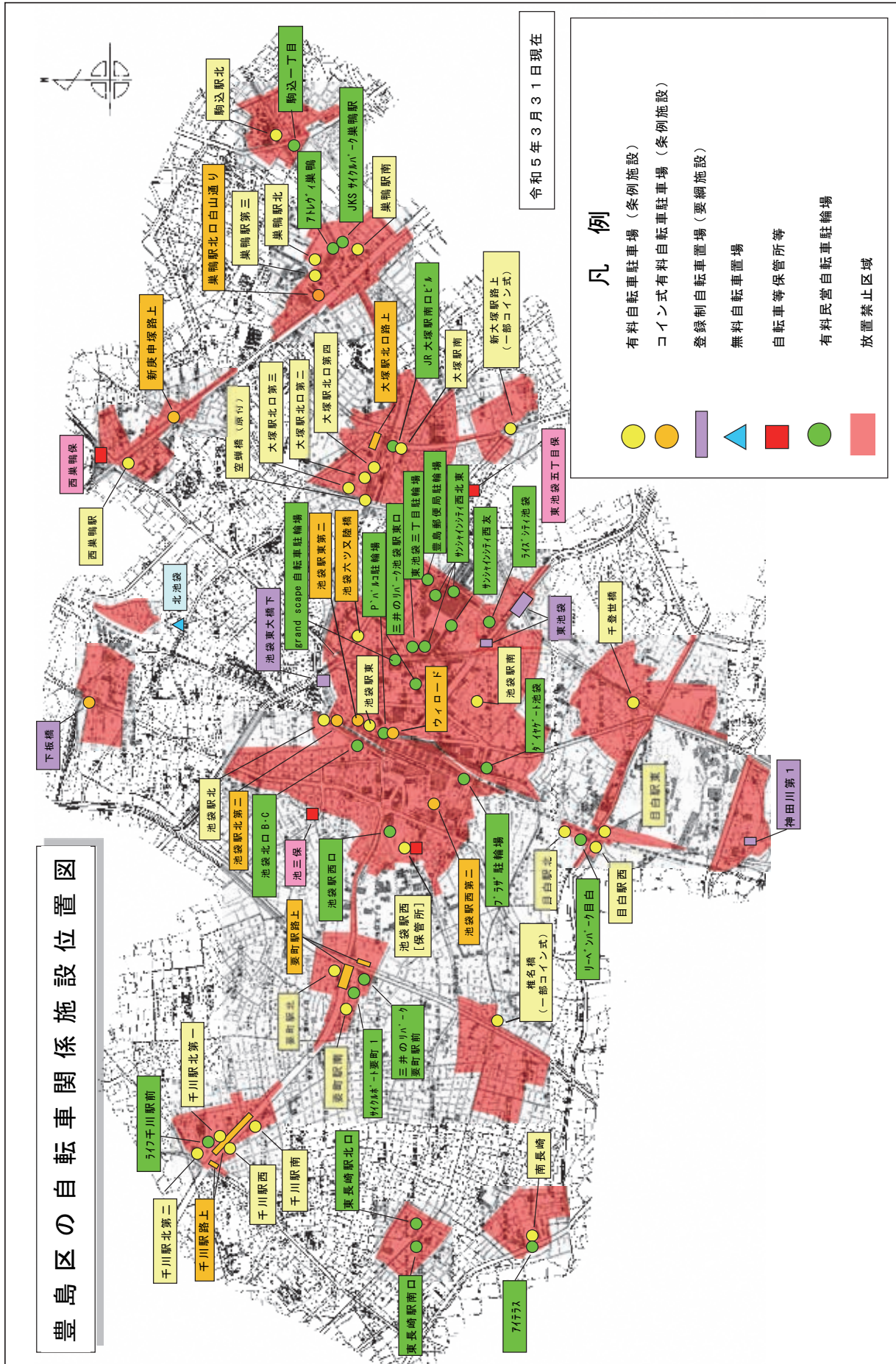
また、条例の第11条では、放置禁止区域内に放置された自転車等を撤去することができることと規定され、撤去した自転車等は次に掲げる自転車等保管所で保管します。

図表 2-2-48 自転車等保管所一覧

令和5年3月31日現在

名 称	位 置	面 積 (m <sup>2</sup> )	収容台数 (台)	開設年月日
池袋駅西駐輪場内	西池袋 3-20-1	717.06	450	H3. 5. 10
池袋三丁目	池袋 3-58	1,271.24	850	H9. 8. 4
東池袋五丁目	東池袋 5-44	708.96	500	H12. 5. 1
西巣鴨	西巣鴨 4-14	496.53	360	H15. 6. 18
計	4か所	3,193.79	2,160	

図表 2-2-49 豊島区の自転車関係施設



## (4) 自転車駐車場の附置義務

「豊島区自転車等の放置防止に関する条例」(昭和63年4月1日施行)の第3章の規定に基づいて、区内の全域で図表 2-2-49 のような施設を新築、増築、改築、用途変更する場合に、自転車駐車場の設置を義務づけています。

図表 2-2-50 自転車駐車場附置義務基準

令和5年3月31日現在

施設の種類	施設の用途 (単独用途の場合)	台数の算定基準
①	遊技場、学習施設、病院、ボーリング場 ゴルフ練習場、バッティングセンター レンタルビデオ店	150 m <sup>2</sup> 以上 対象面積 15 m <sup>2</sup> ごとに1台 (対象面積が 5,000 m <sup>2</sup> を超える部分は 30 m <sup>2</sup> ごとに1台)
②	スーパーマーケット コンビニエンスストア ドラッグストア	200 m <sup>2</sup> 以上 対象面積 20 m <sup>2</sup> ごとに1台 (対象面積が 5,000 m <sup>2</sup> を超える部分は 40 m <sup>2</sup> 、10,000 m <sup>2</sup> を超える部分は 80 m <sup>2</sup> ごとに1台)
③	銀行その他の金融機関 郵便局	250 m <sup>2</sup> 以上 対象面積 25 m <sup>2</sup> ごとに1台 (対象面積が 5,000 m <sup>2</sup> を超える部分は 50 m <sup>2</sup> ごとに1台)
④	②を除く小売店舗、飲食店 カラオケ店、スポーツ施設	400 m <sup>2</sup> 以上 対象面積 40 m <sup>2</sup> ごとに1台 (対象面積が 5,000 m <sup>2</sup> を超える部分は 80 m <sup>2</sup> 、10,000 m <sup>2</sup> を超える部分は 160 m <sup>2</sup> ごとに1台)
⑤	事務所、バックヤード	2,000 m <sup>2</sup> 以上 対象面積 200 m <sup>2</sup> ごとに1台 (対象面積が 10,000 m <sup>2</sup> を超える部分は 400 m <sup>2</sup> ごとに1台)